

所管部課名	川内クリーンセンター			担当者	原			
事務事業名	川内クリーンセンター管理費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額	630 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	630 千円	千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	地域活動等の実施回数			20回	平成34年度			
成果指標②	地域活動等の参加者数			延べ1,000人	平成34年度			
補助対象者	川内クリーンセンター対策委員会							
補助対象経費	①対策委員会の運営、調査等及び連絡調整に要する経費 ②地域活動等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内クリーンセンター対策委員会の運営、川内クリーンセンターの業務等の調査等、地域住民との連絡調整、ふれあい活動、環境美化活動その他地域活動							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	630千円以内（予算に定める範囲内）							
上記項目の積算方法	630千円以内（予算に定める範囲内）							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年の決算状況	項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	2,843,407	65.8%	3,134,943	71.0%	3,146,895	76.7%
		会費収入	1,754,100	40.6%	1,756,450	39.8%	1,750,250	42.7%
		事業収入	796,107	18.4%	1,081,943	24.5%	1,085,105	26.4%
		寄付金・その他助成	293,200	6.8%	296,550	6.7%	311,540	7.6%
		市補助金	623,624	14.4%	630,000	14.3%	630,000	15.4%
			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		（前年度繰越金）	852,289	19.7%	651,100	14.7%	326,326	8.0%
	計	4,319,320	100.0%	4,416,043	100.0%	4,103,221	100.0%	
	支出	事業費	1,264,391	29.3%	1,180,863	26.7%	1,297,970	31.6%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	2,203,952	51.0%	2,467,174	55.9%	2,344,322	57.1%
		補助対象外経費	99,877	2.3%	101,768	2.3%	104,573	2.5%
			563,982	13.1%	0	0.0%	0	0.0%
			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		（翌年度繰越金）	187,118	4.3%	666,239	15.1%	356,356	8.7%
		計	4,319,320	100.0%	4,416,044	100.0%	4,103,221	100.0%
		支出計/前年度支出計				102.2%		92.9%
		自己資金/前年度自己資金				110.3%		100.4%
	翌年度繰越金/市補助金		30.0%		105.8%		56.6%	
	交付件数		2		2		2	
	成果指標の推移①		16		36		41	
	成果指標の推移②		967		990		966	
特記すべき事項等	【前回評価】平成26年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・環境行政の一環として地元との信頼関係が重要であることは理解できるが、他の地域の方からみても納得がいくような、透明性の高い補助金となるよう、目的、対象経費を明確にされたい。 ・今後を見据え、同様の趣旨の補助金のあり方を統一することを検討し、場当たりの対応とならないよう取り組まれたたい。 【今年度改善点】地元地域（小倉自治会、川底公民館）へ地域振興補助金として交付していたが、平成29年度から川内クリーンセンター対策委員会の運営に係る補助金に変更した。 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】特になし 【費用対効果】特になし 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	対策委員会の活動（調査（監視））のもと、川内クリーンセンターが適正に運営されることは、全市民の福祉の向上、利益の増進に寄与されるものである。 また、地域住民との連絡調整により、地域住民のりかいもえられている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	施設の適正な運営には、立地地域住民の理解が不可欠であり、その代表により組織された対策委員会は、地域活動等のあらゆる機会に、川内クリーンセンターの管理運営状況等について情報提供を行うこととしており、また、その運営を行うには、他に収入がないことから、市からの補助金が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域活動等のあらゆる機会に多くの地域住民が参加されることから、その活動等に対策委員としての立場で参加され、川内クリーンセンターに関する情報提供、意見の集約等が適切になされることから有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の美化活動等、地域住民が実施され、また、対策委員が関与することにより、川内クリーンセンターに関する情報提供、意見集約等がスムーズに行える。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要領による
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	対策委員会の活動（調査（監視））等を考慮すると、川内クリーンセンターが稼動する期間は、半永続的な補助金の交付が必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	対策委員会の調査（監視）等のもと、川内クリーンセンターが適正に運営されることは、市が処理すべき廃棄物（ごみ処理）が適正に行われていることであり、公益性はきわめて高いと考える。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金の範囲内において、地域振興対策が図られ、また、川内クリーンセンターに関する情報提供、意見集約等がスムーズに行えることから、もっとも妥当な政策手段であると考え。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対処事業については、環境美化活動等、地域振興対策に係るものであり、あらゆる機会に行われる川内クリーンセンターに関する情報提供や意見集約等、対策委員会運営上、妥当であると考え。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 平成29年度に創設した補助金であり、川内クリーンセンターの運営及び存続、立地地域住民の理解を深めていく。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い 〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

川内クリーンセンター対策委員会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内クリーンセンター対策委員会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金に係る補助事業等は、川内クリーンセンター対策委員会（以下「委員会」という。）が実施する川内クリーンセンターの運営及び存続に関し、立地地域住民の理解を深めるもので、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 委員会の運営に要するものであること。
- (2) 川内クリーンセンターの業務等に係る実施状況の調査等に要するものであること。
- (3) 薩摩川内市及び立地地域住民等との連絡調整に要するものであること。
- (4) 立地地域の区域内において実施される、ふれあい活動、環境美化活動その他地域活動（以下「地域活動等」という。）の推進に要するものであること。

(補助金の額)

第3条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の額は、630千円以内とし、予算に定める範囲内とする。

(補助対象経費)

第4条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金は、第2条に規定する補助事業等に要する経費で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める経費について交付する。ただし、交際費、食糧費、神社祭礼費は除く。

- (1) 委員会の運営、調査等及び連絡調整に要する経費
- (2) 地域活動等に要する経費

(交付の申請手続)

第5条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の交付の申請に関し、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月20日とする。

(交付の基準)

第6条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内クリーンセンター対策委員会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の実績報告に関し、規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自
ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、地域活動等の実施回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の環境政策の円滑な運営に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。